

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 電波法の用語の定義に関する次の記述のうち、電波法（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「無線電話」とは、電波を利用して、音声を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 2 「無線局」とは、無線設備及び無線設備を運用する者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の運用又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A-2 総務大臣がアマチュア無線局の免許の申請書を受理した場合の審査内容に関する次の事項のうち、電波法（第7条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
- 2 技術的知識を有しており無線局の業務の維持が可能であること。
- 3 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- 4 周波数の割当てが可能であること。

A-3 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可等）第1項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 **A** を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る **B** を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 **C** を省略することができる。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
1	許可に係る無線設備	点検の結果	その一部
2	当該無線局の無線設備	検査の結果	その一部
3	許可に係る無線設備	検査の結果	当該検査
4	当該無線局の無線設備	点検の結果	当該検査

A-4 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条、第23条、第24条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、 **A** なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 **B** 以内にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく **C** の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

	A	B	C
1	あらかじめ総務大臣の許可を受け	1箇月	送信装置
2	あらかじめ総務大臣の許可を受け	10日	空中線
3	その旨を総務大臣に届け出	10日	送信装置
4	その旨を総務大臣に届け出	1箇月	空中線

A-5 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて A を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が A を与えない限度は、受信空中線と B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が C でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項から第34項までの規定において、②にかかわらず別段の定めのあるものは、その定めるところによるものとする。

A	B	C
1 他の無線設備の機能に支障	利得及び能率	4マイクロワット以下
2 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	利得及び能率	4ナノワット以下
3 他の無線設備の機能に支障	電氣的常数	4ナノワット以下
4 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	電氣的常数	4マイクロワット以下

A-6 次の記述は、周波数の許容偏差について述べたものである。電波法施行規則（第2条）及び無線設備規則（第5条及び別表第1号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の A の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、 B で表す。
- ② 1,606.5kHzを超え4,000kHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は C とする。

A	B	C
1 搬送周波数	100万分率	100万分の500
2 搬送周波数	100万分率又はヘルツ	100万分の100
3 特性周波数	100万分率	100万分の100
4 特性周波数	100万分率又はヘルツ	100万分の500

A-7 次の記述は、「スプリアス発射」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「スプリアス発射」とは、 A における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することが B をいい、 C、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。

A	B	C
1 必要周波数帯外	できるもの	高調波発射、低調波発射
2 必要周波数帯外	できないもの	高調波発射
3 指定周波数帯内	できないもの	高調波発射、低調波発射
4 指定周波数帯内	できるもの	高調波発射

A-8 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧 A を超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から B 以上のものでなければならない。ただし、次の(1)及び(2)の場合は、この限りでない。

- (1) B に満たない高さの部分が、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、 C 以外の者が出入しない場所にある場合

A	B	C
1 350ボルト	2.5メートル	取扱者
2 750ボルト	2.5メートル	無線従事者
3 750ボルト	3.5メートル	取扱者
4 350ボルト	3.5メートル	無線従事者

A-9 次の記述は、アマチュア無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
 - (2) 通信を行うため B であること。
- ③ ①又は②（(2)を除く。）に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は C に処する。

A	B	C
1 無線設備の工事設計	確実かつ十分なもの	100万円以下の罰金
2 無線設備の工事設計	必要最小のもの	50万円以下の罰金
3 無線設備の設置場所	確実かつ十分なもの	50万円以下の罰金
4 無線設備の設置場所	必要最小のもの	100万円以下の罰金

A-10 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその B その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 放送の受信を目的とする受信設備	運用を不可能にする混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 放送の受信を目的とする受信設備	運用を阻害するような混信	遭難通信
3 他の無線局	運用を阻害するような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 他の無線局	運用を不可能にする混信	遭難通信

A-11 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、 A、気象業務、 B 若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は C の罰金に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

A	B	C
1 治安の維持	電気事業に係る電気の供給の業務	250万円以下
2 災害の復旧	電気事業に係る電気の供給の業務	500万円以下
3 治安の維持	ガス事業に係るガスの供給の業務	500万円以下
4 災害の復旧	ガス事業に係るガスの供給の業務	250万円以下

A-12 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条並びに別表第4号）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「貴局名は何ですか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出符号を送信して、直ちに応答しなければならない。

A-13 次の記述は、無線電信通信における応答について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第23条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ略符号を表すモールス符号が入るものとする。

- ① 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- ② ①の応答は順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項（以下「応答事項」という。）によって行うものとする。
 (1) 相手局の呼出符号 3回以下（海上移動業務にあつては2回以下） (2) DE 1回 (3) 自局の呼出符号 1回
- ③ ②の応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「 A 」を送信するものとする。ただし、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「 A 」の代わりに「 B 」及び分で表す概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が10分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

A	B
1 - - -
2 - . -	. - . . .
3 - . . -	. - -
4 - . . . -	. - . . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 次の記述は、無線電信通信における通報の反復について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第32条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号を下の1から4までのうちから一つ選べ。

相手局に対し通報の反復を求めようとするときは、「」の次に反復する箇所を示すものとする。

1 - - . . .
2 -	- . -
3 . - - .
4 . - . .	. - - . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 無線電信通信において、次の略符号を表すモールス符号のうち、「こちらの信号の明りょう度は、どうですか。」を示すQ符号及び問符を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 - - . -	. - .	. - - - . .
2 - - . - -	. . - - . .
3 - - . -	. - .	- . -	. . - - . .
4 - - . - - - - . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

字句	モールス符号
1 LPHANRDMS	. - - - - - . . - . . -
2 GKHOVPDUW	- - . - . - - - - . . . - . - . . - . . - . - . -
3 KITSUHLGE	- . - . . - - - -
4 CFXELARVZ	- - - - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していない場合について述べたものである。電波法（第71条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を A する無線局の免許人に対し、 B ことを C ことができる。

A	B	C
1 使用	その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべき	命ずる
2 所有	1箇月以内の期間を定めて無線局の運用を停止する	命ずる
3 使用	1箇月以内の期間を定めて無線局の運用を停止する	勧告する
4 所有	その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべき	勧告する

A-18 電波の発射の停止の命令に関する次の記述のうち、電波法（第72条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局が電波法第53条で定める無線局の免許状に記載された周波数以外の周波数の電波を使用して運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、無線局の発射する電波が電波法第102条の2で定める重要無線通信に混信その他の妨害を与えていると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、無線局が電波法第54条で定める免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

A-19 次の記述は、無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて B、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き C 以上休止したときは、その免許を取り消すことができる。

	A	B	C
1	1月	電波の型式	6月
2	1月	運用許容時間	3月
3	3月	運用許容時間	6月
4	3月	電波の型式	3月

A-20 総務大臣への報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定の定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めるときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 無線局の免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 4 無線局の免許人は、無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-21 次の記述は、無線局からの混信を避けるための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 混信を避けるために、送信局の A 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の A は、特に注意して選定しなければならない。
- ② 混信を避けるために、不要な方向への輻射及び不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 B の C をできる限り利用して、最小にしなければならない。

	A	B	C
1	無線設備	送信設備及び受信設備	利点
2	無線設備	指向性のアンテナ	電気的特性
3	位置	送信設備及び受信設備	電気的特性
4	位置	指向性のアンテナ	利点

A-22 無線通信規則に定める用語及び定義に関する次の記述のうち、無線通信規則（第1条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「無線通信業務」とは、特定の目的の電気通信のための電波の送信、発射又は受信による業務で、無線通信規則第1条第3節（無線業務）で定義するもの。無線通信規則では、無線通信業務とは、特に示さない限り、地上無線通信業務及び宇宙無線通信業務をいう。
- 2 「アマチュア業務」とは、アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的に無線技術に興味をもち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無線通信業務をいう。
- 3 「宇宙局」とは、地球の大気圏の主要部分の外にあり、又はその外に出ることを目的とし、若しくはその外にあった物体上にある局をいう。
- 4 「アマチュア衛星業務」とは、アマチュア業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務をいう。

A-23 次の記述は、局の許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府又はこれに代わる者が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 A ことができない（無線通信規則に定める例外を除く）。
- ② 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、 B を守ることを要する。

A	B
1 設置し、又は運用する	無線通信の規律
2 無線設備を所有する	無線通信の規律
3 設置し、又は運用する	電気通信の秘密
4 無線設備を所有する	電気通信の秘密

A-24 次の記述は、アマチュア局の最大電力等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局の最大電力は、 A が定めなければならない。
- ② 主管庁は、アマチュア局を運用するための許可書を得ようとする者にモールス信号によって文を B 能力を実証させるべきかどうかを決定しなければならない。
- ③ アマチュア局は、その伝送中 C 自局の呼出符号を伝送しなければならない。

A	B	C
1 関係主管庁	送信し、及び受信する	短い間隔で
2 関係主管庁	受信する	30分ごとに
3 国際電気通信連合	受信する	短い間隔で
4 国際電気通信連合	送信し、及び受信する	30分ごとに

B-1 次に掲げる電波法（第6条）に定める免許申請書に添付する書類の記載事項のうち、無線局免許手続規則（第15条）の規定に照らし、アマチュア局（注）の免許を申請しようとするときに記載を省略することができるものを1、記載を省略することができないものを2として解答せよ。

注 人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。

- ア 無線局の目的
- イ 開設を必要とする理由
- ウ 通信事項
- エ 通信の相手方
- オ 無線設備の工事設計

B-2 次に掲げるQ符号及びその意義の組合せのうち、無線局運用規則（第13条及び別表第2号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRO	送信を中止してください。
イ QRL	こちらは、通信中です（又はこちらは、・・・（名称又は呼出符号）と通信中です。）。妨害しないでください。
ウ QRP	送信機の電力を減少してください。
エ QRS	こちらは、そちらへ伝送するものではありません。
オ QSY	他の周波数（又は・・・kHz（若しくはMHz））に変更して伝送してください。

B-3 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(4)までに掲げる送信設備以外のものとする。
- (1) 周波数の電波を利用するもの
- (2) 空中線電力 以下のもの
- (3) アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の を パーセント（9kHzを超え526.5kHz以下の周波数の電波を使用する場合は、0.005パーセント）以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
- (4) (1)から(3)までに掲げる送信設備以外のもののほか、電波法施行規則第11条の3（周波数測定装置の備付け）の各号に掲げる送信設備

- | | | | |
|---------|----------|----------------|-----------------|
| 1 2分の1 | 2 4分の1 | 3 26.175MHz以下の | 4 26.175MHzを超える |
| 5 20ワット | 6 10ワット | 7 0.025 | 8 0.0025 |
| 9 割当周波数 | 10 特性周波数 | | |

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア RNLWTKSUC	·-· -· ·-· ·-· - -·- ··· ···- -·-·
イ TORDIRKQZ	- -·-· ·-· -·· ·· ·-· -·-· -·-· ···
ウ JILMBZAXS	·-·-· ·· ·-·· -· -·-·-· -·-·-· ·-·-·-· ···
エ DGEARPOVT	-·· -·-· · ·-· ·-· ·-·-· -·-·-· ···-· -
オ KCHGPNTXQ	-·-· -·-· ···· -·-· ·-·-· -· -·-·-·-· -·-·-·

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条、第74条の2及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が 場合においては、、災害の救援、 のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
- ② 総務大臣は、①の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における 必要な措置を講じておかななければならない。
- ③ ①の処分に違反した者は、1年以下の懲役又は 以下の罰金に処する。

- | | |
|---|------------------------|
| 1 発生した | 2 発生し、又は発生するおそれがある |
| 3 交通通信の確保又は秩序の維持 | 4 治安の維持又は電気通信の確保 |
| 5 通信計画の作成、通信訓練の実施その他の | 6 関係行政機関相互の連絡体制の整備その他の |
| 7 50万円 | 8 100万円 |
| 9 有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助 | 10 人命の救助 |

B-6 局の識別に関する次の記述のうち、無線通信規則（第19条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用するすべての伝送は禁止する。
- イ アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- ウ アマチュア業務においては、可能な限り、識別信号は自動的に伝送するものとする。
- エ アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない識別信号を持つことができる。
- オ すべての伝送は、識別信号その他の手段によって識別され得るものでなければならない。しかしながら、技術の現状では、一部の無線方式（例えば、無線測位、無線中継システム及び宇宙通信システム）については、識別信号の伝送が必ずしも可能ではないことを認める。